

00766

鳥取縣公報

昭和十七年七月十四日
第千三百五十號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

鳥取縣告示第四百五十七號

昭和十六年九月鳥取縣告示第七百二十二號鳥取縣耕地課出張所規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

鳥取縣告示第四百五十八號

昭和十七年五月鳥取縣告示第三百二十號(麻織物ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

四ノ七ノ次ニ左ノ如ク加フ

(八) 公定番號一〇、二一及三二ノモノヲ日本疊織卸商業組合販賣スル場合ノ價格ハ本表丁號會社販賣價格ニ依ルモノトシ又小賣業者ニ於テ公價番號一〇、二一及三二ノモノヲ疊加工業者ニ

販賣スル場合ト雖モ其ノ販賣價格ハ小賣業者販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

鳥取縣告示第四百五十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格

一平 板 (單位一枚)

厚	及	寸	法	小賣業者最高販賣價格
三一番	三呎(九一五耗)×六呎(一、八三〇耗)			一、七八
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)			二、一〇
同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)			二、四三
三〇番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)			一、九九
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)			二、三四

同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)	二、七二	二〇番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	五、七八
二九番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	二、一五	一八同	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	七、六四
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)	二、五三	一六同	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	九、四七
同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)	二、九三	本表平板ニ浪附加工ヲ施シテ販賣スル場合ハ本表價格ニ左ニ定ム		
二八番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	二、三六	ル浪附賃ヲ加算シ得ルモノトス		
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)	二、八一	三〇番	一枚ニ付	一 錢
同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)	三、二四	二九番	同	一 錢
二七番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	二、六一	二七番	同	二 錢
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)	三、〇八	二五番	同	四 錢
同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)	三、五七	二四番	同	六 錢
二六番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	二、九四	二三番	同	九 錢
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)	三、四八	二〇番	同	一五 錢
同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)	四、〇一	二浪		
二五番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	三、三三	厚		
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)	三、九四	及		
同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)	四、五六	寸		
二四番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	三、八九	法		
同	三同(九一五同)×七同(二、一四〇同)	四、五九	小賣業者最高販賣價格		
同	三同(九一五同)×八同(二、四四〇同)	五、三二	厚		
二三番	三同(九一五同)×六同(一、八三〇同)	四、六二	及		
			寸		
			法		
			小賣業者最高販賣價格		

同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	二、四五	同	二、五同(七六五同)×七同(二、一四〇同)	五、八五
二八番	二、五同(七六五同)×六同(一、八三〇同)	一、九八	同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	六、七〇
同	二、五同(七六五同)×七同(二、一四〇同)	二、三四	本表浪板ニ浪附加工ヲ施サズシテ販賣スル場合ハ本表價格ヨリ左		
同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	二、六九	ニ定ムル浪附賃ヲ減ズルモノトス		
二七番	二、五同(七六五同)×六同(一、八三〇同)	二、一九	三一番	三〇番	一枚ニ付
同	二、五同(七六五同)×七同(二、一四〇同)	二、五九	二九番	二八番	同
同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	二、九九	二七番	二六番	同
二六番	二、五同(七六五同)×六同(一、八三〇同)	二、四七	二五番	同	四 錢
同	二、五同(七六五同)×七同(二、一四〇同)	二、九一	二四番	同	六 錢
同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	三、三五	二三番	同	九 錢
二五番	二、五同(七六五同)×六同(一、八三〇同)	二、八三	二〇番	同	一五 錢
同	二、五同(七六五同)×七同(二、一四〇同)	三、三三	三 不合格品ノ最高販賣價格ハ等級区分ニ應ジ前各表ノ價格ヨリ		
同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	三、八二	左ノ定ムル金額ヲ減ズルモノトス		
二四番	二、五同(七六五同)×六同(一、八三〇同)	三、三〇	等級区分ハ亜鉛鍍板統制株式會社検査規定ニ依ルモノトス		
同	二、五同(七六五同)×七同(二、一四〇同)	三、九〇	厚		
同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	四、四六	二級品	三級品	四級品
二三番	二、五同(七六五同)×六同(一、八三〇同)	三、九三	二七番、二六番、二五番	四錢	一〇錢
同	二、五同(七六五同)×七同(二、一四〇同)	四、六三	二四番、二三番、二〇番	六錢	一四錢
同	二、五同(七六五同)×八同(二、四四〇同)	五、三三	一八番、一六番	八錢	二〇錢
二〇番	二、五同(七六五同)×六同(一、八三〇同)	四、九六	四 短尺モノ、最高販賣價格ハ厚ニ應ジ平板不合格二級品三×六	一二錢	一四錢
				四〇錢	六〇錢

00769

五 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ糶、莖ニテ再荷造ヲ爲シタル場合ハ一枚ニ付一錢五厘ノ範圍内ニ於テ荷造費ヲ加算シ得ルモノトス

◆鳥取縣告示第四百六十號

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八百八十三號(小麥粉最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 小麥粉最高販賣價格(一)價格表中特殊小麥粉ノ行ヲ左ノ如ク改メ薄力小麥粉、普通小麥粉及格外小麥粉ノ行ヲ削ル
- 普通小麥粉二號 同 六、四一
- 七中「道府縣市町村名」ヲ「道府縣又ハ市名」ニ改ム
- 九ヲ左ノ通改ム

九 普通小麥粉二號ノ價格ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年六月一日以後製造業者ノ製造シタル普通小麥粉二號ニ在リテハ昭和十七年七月十九日以前ト雖本表普通小麥粉ノ額ニ依ルモノトス

◆鳥取縣告示第四百六十一號

價格統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

第二項ニ依リ鳥取縣石粉商組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- (イ) 名 稱 鳥取縣石粉商組合
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
- 地區内ニ於テ石粉ノ販賣ヲ業トスル者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

品 種	銘 柄	規 格	單 位	卸賣業者最 高販賣價格	小賣業者最 高販賣價格
三 重 縣 俵 入 三 等 品	米空一枚俵入 四本篩目ヲ通稱 シタルモノ又色ノ ハ二重ローラモノ 粉碎機掛ノモノ	正味	四十五	一圓	一圓
		四十五	四十六	一圓	一圓
		四十六	四十八	一圓	一圓

- (一) 本表價格ハ伊勢磨砂工業組合ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トス

00770

(二) 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ包裝費及荷造費ヲ含ミタル價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十七年七月十四日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第四百六十二號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名	稱	位 置	設置者
鳥取縣東伯郡淺津村青年學校	東伯郡淺津國民學校ニ併設	淺津村	
鳥取縣東伯郡宇野村青年學校	郡宇野國民學校ニ併設	宇野村	
鳥取縣東伯郡橋津村青年學校	郡橋津國民學校ニ併設	橋津村	
鳥取縣東伯郡長瀬村青年學校	郡長瀬國民學校ニ併設	長瀬村	
鳥取縣東伯郡由良町青年學校	郡由良國民學校ニ併設	由良町	
鳥取縣東伯郡榮村青年學校	郡榮國民學校ニ併設	榮村	

◆鳥取縣告示第四百六十三號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名	稱	位 置	設置者
鳥取縣東伯郡由良町榮村組合立育良青年學校	東伯郡由良町大字由良宿一八〇六番地	榮村	東伯郡由良町學校組合

◆鳥取縣告示第四百六十四號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之
大阪鐵道局上井合宿所

正 誤

十七年六月十二日鳥取縣令第四十四號中九行「小麥」トアルハ「小麥」ト六月三十日鳥取縣令第五十一號中一頁下段三行第五條ノ内「掌理ス」トアルハ「分掌ス」ノ孰モ誤

彙報

地方事務所 取扱事務概要 (一)

(文書課)

今回地方事務所新設に伴ひ、その取扱事務につき昭和十七年七月一日鳥取縣告示第四百十二號「鳥取縣地方事務所處務規程」を以て規定せられ、又知事に提出する文書にして所轄地方事務所に出すべきものについては同七月十日鳥取縣令第五十九號を以て定められてゐるが、以下縣廳各課關係別に地方事務所にて取扱ふべき事務について要項を記すと次の如くである。

◎林務課所管

- 一 木材に関する事項
木材の生産並軍用材其の他生産擴充用材の配給、供出に関する指導督勵

◎社會課所管

- ◆ 軍事扶助軍人援護に関する事項
一 軍軍扶助法並軍人援護關係(精軍恤兵を含む)

- 二 木炭に関する事項
木炭の生産、集荷、供出に関する指導督勵
- 三 アベマキ樹皮に関する事項
アベマキ樹皮の生産並出荷に関する指導督勵
- 四 薪炭林の改良並薪に関する事項
薪炭林の改良並薪の生産、配給に関する指導督勵
- 五 木炭倉庫の建設並瓦斯發生裝置に関する事項
建設又は設置に関する指導督勵
- 六 公私有林野の施業に関する事項
造林其の他施業指導並造林の検査
林業種苗の生産指導
- 七 森林組合に関する事項
町村森林組合の設立指導並監督
- 八 林産副業に関する事項
一般指導

00772

00771

- (イ) 扶助の許否の決定並援護事業の實施に關すること
- (ロ) 援護金品の支給並支出書の作製に關すること

二 召集解除者生業援護事業

- (イ) 事業の實施及指導に關すること
- (ロ) 援護金品の支給に關すること

三 召集解除者援護指導事業

- (イ) 事業の實施及指導に關すること

四 軍人援護團體關係

- (イ) 統後奉公會の事業助成並指導に關すること

五 遺族職業輔導事業關係

- (イ) 委託輔導
出願に對する許否並委託方法(輔導方法の詳細期間經費等)の決定及之に要する經費の支出に關すること
- (ロ) 學資給與
出願に對する許可の決定及之に要する經費の支出に關すること

六 遺族、家族教化指導關係

- (イ) 事業の實施並婦人囑託との連絡

七 遺兒並傷痍軍人子女育英事業關係

- (イ) 學資補給に對する許否並補給方法の決定及之に要する經費の支出に關すること

八 遺族救養事業關係

- (イ) 町村長其の他關係機關よりの具中に基き救養を行ふ可きや否やを決定すること
- (ロ) 救養方法の決定及救養費の支出に關すること

九 町村軍人援護相談關係

- (イ) 助成方法の決定並指導に關すること
- (ロ) 助成金の支出に關すること

一〇 傷痍軍人保護關係

- (イ) 鐵道運賃割引證の交付に關すること
- (ロ) 大日本傷痍軍人會分會及班の指導に關すること
- (ハ) 傷痍軍人の結婚斡旋に關すること
- (ニ) 失明傷痍軍人教育願の手續指導に關すること
- (ホ) 失明傷痍軍人就職自營後の輔導並指導保護に關すること
- (ヘ) 退院者に對する職業相談指導に關すること
- (ト) 就職後の職業輔導の實施に關すること
- (チ) 職業輔導擔當者の指導に關すること

一一 雇傭制度關係(職業課社會課共管事務)

- (イ) 雇傭委員會の申合及決議事項等の實行に關すること

一二 傷痍軍人職業再教育關係

- (イ) 職業再教育を要する傷痍軍人の指導保護並職業再教育手續に關すること
- (ロ) 傷痍軍人委託職業再教育中の指導に關すること
- (ハ) 職業再教育終了者の職業斡旋並就職自營後の輔導に關すること
- (ニ) 傷痍軍人中等學校教員養成所卒業就職者の輔導に關すること
- (ホ) 學資給與を受くる傷痍軍人在學中の指導に關すること
- 一三 義肢及作業補助具關係
 - (イ) 義肢を必要とする傷痍軍人の作業義肢(補助具を含む)の配給並に修理手續に關すること
- 一四 傷痍軍人の療養關係
 - (イ) 委託居宅の決定並實施指導に關すること
 - (ロ) 療養所に對する入所申請書進達に關すること
 - (ハ) 入所者の家庭への指導及連絡に關すること
- 一五 軍人援護教育並國民教化指導關係
 - (イ) 援護教育の實施及指導に關すること
 - (ロ) 國民教化事業の實施及指導に關すること
- 一六 軍事援護關係表彰事項
 - (イ) 表彰事務は之を行はず

- 一七 傷兵院法關係
 - (イ) 願書の作成指導
- 一八 除役退院患者關係
 - (イ) 患者調査票の處理實情調査並保護の實施に關すること
- 一九 軍人援護事務總括事項
 - (イ) 軍事援護關係諸統計報告書作製提出に關すること
- ◆ 國民徵用扶助國民徵用援護に關する事項
 - 一 國民徵用令並國民徵用援護關係
 - (イ) 扶助の許可の決定並援護事業の實施及指導に關すること
 - (ロ) 援護金品の支給並支出書の作製に關すること
- ◆ 各種救護、救助、保護其他
 - 一 少年救護法關係
 - (イ) 少年救護委員の指導連絡に關すること
 - (ロ) 要救護少年を少年救護委員の視察處分に付すること
 - 二 兒童虐待防止法關係
 - (イ) 兒童虐待防止法中第二條の處分決定に關すること
 - (ロ) 兒童虐待防止法第七條乃至第八條に關すること

母子保護法關係

- (イ) 母子保護法施行に關する事項中扶助事務の指導に關すること
- (ロ) 母子保護費に對する縣費補助に關すること
- 四 兒童保護關係
 - (イ) 妊産婦、母子、兒童、實乳幼児保護事業並同上施設の獎勵及指導に關すること
- 五 方面委員令關係(方面事業團體を含む)
 - (イ) 方面委員の指導訓練に關すること
 - (ロ) 方面事業團體の指導に關すること
- 六 戦時災害保護法關係
 - (イ) 應急救助の實施
 - (ロ) 應急救助實施に伴ふ法第七條乃至第十條の職權
 - (ハ) 法第十一條乃至第十三條に定むる實費辨償扶助金及損失補償に關すること
 - (ニ) 扶助の實施
- 七 救護法關係
 - (イ) 縣負擔に屬する被救護者の救護費の町村繰替支辨金の辨償に關すること
 - (ロ) 救護事務に關する町村及救護施設の指導に關すること

醫療保護法關係

- (ハ) 護法第二十六條乃至第二十七條の二の規定に依り縣に係る救護費の徴收又は償還に關すること
- (ニ) 救護費に對する縣補助に關すること
- (ホ) 救護母子保護及醫療保護事務を行ふ方面委員に對する手當其他の給與認可に關すること
- 八 醫療保護法關係
 - (イ) 醫療保護法第二十五條に規定すること(法第二十五條但書以下を除く)
 - (ロ) 醫療保護法施行規則第二十五條に規定すること
 - (ハ) 醫療保護事務に關する施設醫師等の指導に關すること
 - (ニ) 醫療保護費に對する縣補助に關すること
 - (ホ) 醫療保護事業及施設若は附帯事業の開始届に關すること
- 九 恩賜財團濟生會關係
 - (イ) 同會の醫療券に依る被救護者の入院手術看護人等の承認に關すること
- 一〇 罹災救助基金法關係
 - (イ) 救助一實施
 - (ロ) 罹災救助に關する諸統計報告書の作製に關すること
 - (ハ) 罹災救助資金の蓄積奨勵並指導に關すること
- 一一 社會事業法關係

00775

- (イ) 社會事業經營者に對する要護者の收容委託に關すること
- (ロ) 社會事業施設(社會事業法關係及其の他を含む)の保護指導に關すること

二 行旅病人及行旅死亡人取扱法關係

- (イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱費の辨償に關すること
- (ロ) 行旅病人行旅死亡人及同伴者の救護並に取扱法第五條第二項に依る引取に關すること
- (ハ) 行旅死亡人を火葬に附する許可に關すること (大正元年十月勅令第三四號行旅死亡人を火葬に附するの件)
- (ニ) 行旅病人行旅死亡人取扱費限度外支出認可に關すること
- (ホ) 行旅病人行旅死亡人及同伴者の救護並取扱費の支拂に關すること

三 精神病者監護費關係

- (イ) 精神病者監護費限度外支出認可並支拂に關すること
- 一四 各種救護救助保護其の他社會事業に關する諸統計報告書の作製に關すること

◆ 移殖民獎勵に關する事項

- 一 移殖民獎勵關係
- (イ) 移殖民の募集宣傳に關すること

- (ロ) 開拓民の配偶者斡旋に關すること
- (ハ) 開拓民の渡航運賃割引證交付に關すること

◆ 地代家賃統制並貸家組合

法施行に關する事項

- 一 地代家賃統制令關係
- (イ) 地代家賃増額申請並届出に關する手續方法指導に關すること

二 貸家組合法關係

- (イ) 貸家組合の指導に關すること

◆ 國民健康保險に關する事項

- 一 國民健康保險法關係
- (イ) 國民健康保險制度の趣旨普及に關すること
- (ロ) 國民健康保險組合の運営指導に關すること

◆ 同和事業に關する事項

- 一 地方改善事業關係
- (イ) 地方改善事業計畫の豫備調査に關すること
- (ロ) 地方改善事業の現地監督に關すること

00776

(イ) 同和促進指導に關すること

◆ 協和事業に關する事項

- 一 協和事業關係
- (イ) 協和事業に對する連絡指導に關すること

思想謀略
經濟謀略
を警戒せよ

一 戰時國民防諜強化運動

(特 高 課)

七月十三日から一週間、戰時國民防諜強化運動が實施されることは前號にも記した通りである。

敏腕なスパイは一人で優に一ヶ軍團の兵力に匹敵するといはれる程であつて、武力戰では日本に對して勝目が無いと思ひ出した米英が、これから我が銃後の攪亂を目ざして謀略戦の手に出るであらうことは想像されるから、吾々はたゞに防諜週間として行事的氣持でなく、心からスパイの暗躍に對する警戒に努めねばならぬ。

これ(イ)防諜といへばとかく軍事其の他の國家の秘密を洩らさぬこと考へる風があつたが、敵國スパイの活躍は決してこれだけには止らぬ。殊に大東亞戰爭は今後幾年かゝるかも知れぬ長期戰であつて、かうした長期戰に於ては思想謀略、經濟謀略に對する警戒が最も重要となつて来る。

適切な例は第一次世界大戰の時のドイツの敗戦がこの英米等の謀略に敗れたことに原因してゐる事實である。當時ドイツは東西兩戰線に於て極めて優位な戰爭状態にあり、獨軍東に進むと見れば露西亞軍は怒濤の如く敗走し、獨軍西に力を注ぐと思へば佛蘭西の戰線は忽ち西に押し退けられるといふ風で、洵にドイツ軍の雄姿は目ざましいものであつたが、對戰數年に及んでドイツ國民の生活は追々困難になり、その間聯合國軍の思想謀略、經濟謀略が深刻化するに及んでドイツ國民は知らず知らずの間にその謀略にかゝり、思想的に敗れて反戰氣分が濃厚になつて遂にあの革命を起して、連戰連勝しながら敗戰國の憂き目を見ねばならぬ悲惨な運命に陥つた。全くドイツは武力戰には完全に勝ちながら國民が敵の謀略にかゝつて滅亡の破局に至つたのである。近代戰に於ける謀略が實戰以上に恐ろしい偉力を發揮することが、痛感される次第である。

従つて防諜は國民全部の重責であつて、決して特別な重職にあ

00777

る人や、特殊な仕事に關係してゐる人達だけの注意警戒によつて防ぎ得るものではない。今や敵國は我が國內に秘かに残したスパイによつて我が銃後を攪亂し、舉國一致の足並を亂さうとしてあらゆる方法手段をつくしてデマ宣傳を行ひ、謀略を行つてゐるものと見ねばならぬのであるから、國民は必ずこれに乗ぜられぬやうしつかりした日本精神の下に謀略戦に打ち勝たねばならぬのである。千丈の堤も蟻の穴より壞るとか、眞に心すべきは敵國の謀略に乗ぜられぬことである。

大東亞戦争が始まる前、米英が日本を經濟的に封鎖しつゝ威壓によつて日本を抑えようとしてゐた頃、關西地方の某地中心に相當廣い範圍の知識層の間に「ドイツの英國本土上陸はとも成功しない。ドイツは長期戦の結果敗北するより他に途はない。日本が三國同盟を結んだのは間違つてゐた。」と、いふ噂が廣がつたことがあつたが、當局がこれを國民の信念を動搖させる爲の流言と見て嚴重にその出所を調べたところ、それは英國から歸つて来た親日外人が商取引先の主人に對して洩した言葉が源であることがわかつたのであつた。

又最近日常生活が不自由になつて来たことをとらへて國民の不平等をそのかし、當局に對する反感を起させようとする手もあからず伸びてゐて、仕事をしまつて歸つて、安の酒もなく仕

事をするにも元氣が出ぬとか、買出しに無敵な時間を費し、なほ配給の不圓滑の爲に健康上有害であるとか、いろ／＼流言を飛ばして労働者や主婦の心を捕へる爲の執拗な策動が續けられてゐた例が某市内にあつた。

過日の米機來襲の時にも、我が鐵桶の守りによつて苦もなく退散したにも拘らず、米國は東京が二晝夜も燃えつゞけて震災より大きな損害があつたと宣傳し、重慶では更に尾端をつけて今にも日本が敗けるかの如くデマを飛ばしてゐる。

戦争が長く續けば國民生活の逼迫するものも國家の財政が困難になるのも當然のことであり、空襲があれば幾分の損害があるのもあたりまへである。しかし敵はこれを誇大に傳へて國民の心を動搖せしめ、反戦氣分を喚起しようとするのが謀略戦の手である。國民はしつかりした覺悟の下にこれらの謀略にビクともせず、これを黙殺して益々國民精神を振起し、百艱千苦に堪え通して毅然として動搖することなく戦ひ抜き勝ち抜く所に我が日本の強さがあるわけであつて、吾々は日常の仕事の上にも生活の上にも一人残らず自分の職として防諜を實踐して行かねばならぬのである。

國民が戦時生活の窮屈さから、國策として行はれてゐる種々な事柄に對して身勝手な不平不満を述べることは、敵側のデマ宣傳のお先棒をつつことなるわけで、國民の一人一人に確固たる心

00778

機がなければ流言蜚語も起らぬし、又あつてこれに迷はされることはない筈である。

要するに防諜の根本は精神の問題である。國民が大東亞戦争の意義を認識し、日本人たるの自覺と信念を堅持すれば防諜は易々たるものである。今回の防諜運動をたゞ一週間の行事と考へず、日常の言動に注意して常に防諜戰士としての覺悟を持つて、長期戦を戦ひ抜きやう鐵壁の守りを固めることが國民の緊切なる要務である。

第十一 七虎林開拓團員募集

——募集締切本月二十二日——

(社會課)

滿洲開拓民送出は刻下急務中の急務であつて、従來も屢々多數の開拓民及び青少年義勇軍を送出して來たのであるが、縣では今回更に元鳥取市農會技手森本國雄氏を團長とする七虎林開拓團に入團する開拓民を多數募集することとなつた。

同地區は薪材、用材の資源に恵まれ土質、水質共に良好で本縣人の入植地として絶好の地であり、既に多數の先遣隊が入植して

みて目、地區の建設に精進してゐる。

希望者は來る二十二日までに應募書類(詳しくは縣社會課又は縣立修練農場(照會せられたい)を縣社會課に提出するのであるが、縣では希望者の中から同二十五日正午までに縣立修練農場に於て身体検査を行ひ、合格者は直に訓練所(縣立修練農場)へ入所せしめることになつてゐる。尙ほ渡滿は八月下旬の豫定である。

南方農村指導員

第一回 訓練生募集

(農務課)

大東亞共榮圈を確立し、進んで世界新秩序の建設に寄與せんがためには、南方諸地域に存する豊富な農林資源の急速な開發を圖るの要がある。

而して之が開發には熱帯農業を修得せる農業技術者の進出が急務であるのに鑑み、今回政府に於ては特に南方農林指導員練成の機關を設置し、南方諸地域に於ける拓植に必要な人格と實力を具備せる中堅人物を養成するため、差當り第一回訓練生百名を次の

